

事務連絡

令和6年1月5日

各市町村教育委員会関係課長
各県立高等学校長
各特別支援学校長
富山大学教育学部
附属小・中・特別支援学校長
富山高等専門学校長

殿

富山県教育委員会小中学校課長

県立学校課長

令和6年能登半島地震により喪失又は毀損等した教科書以外の学用品の調査について
(依頼)

日頃から、本県教育行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年能登半島地震について、令和6年1月1日を適用日として県内9市3町1村（富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町及び朝日町）に災害救助法が適用されたことに伴い、当該災害により喪失又は毀損等した教科書以外の学用品を給与するため、該当者及び該当品目等の調査を実施します。

つきましては、下記の「3 対象品目」を参考に、別紙回答様式により以下の事務担当宛てに提出願います。

記

1. 趣旨

災害救助法に基づき、令和6年1月1日からの能登半島地震により被災した児童生徒に対して、必要な学用品を給与する。

2. 対象者

該当市町村（富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町及び朝日町）内において、災害により住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）、高等学校生徒（特別支援学校の高等部生徒を含む。以下同じ。）及び高等専門学校生徒（第1学年～第3学年。以下同じ。）

※通学途中又は学校や親類縁者宅に滞在中に被災し損失又は毀損等した場合であっても給与の対象となる。

3. 対象品目

ア 正規の教材（ワークブック、辞書、図鑑等、学校にて有効適切なものとして使用している教材）※教科書については別途照会

イ ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具

ウ 傘、靴、長靴等の通学用品

エ 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

※上記以外の品目のうち、他のもので代用することや修理等でも対応できず、それがないことで学業に支障があるものとして該当がある場合は、それも含め様式に記入ください。

ただし、内閣府との協議により認められない場合があるので、留意ください。

4. 給付限度額

ア：実費

イ～エ：

| | |
|----------|----------|
| 小学校児童 | 4,800円以内 |
| 中学校生徒 | 5,100円以内 |
| 高等学校生徒 | 5,600円以内 |
| 高等専門学校生徒 | |

※一人当たりの限度額です。これを超える場合も、内閣府との協議によって認められる場合があるので、必要な学用品について回答願います。

5. 提出書類

- ・学用品の給与明細
- ・給与予定の学用品の見積書又は金額が確認できるもの

※「教科書以外の学用品必要数調査_個人票」は児童生徒から聞き取りを行う際、必要に応じて使用してください。提出は不要です。

6. 提出期限

令和6年1月12日（金）

※該当がない場合もご連絡ください。

※提出期限以降に追加があった場合も、速やかに提出をお願いいたします。

7. その他

給与品目については、内閣府との協議の上決定することとなるため、報告後、県教育委員会からの指示があるまで、発注は行わないでください。また、調査票「学用品の給与明細」に挙げられたすべての学用品が給与されるとは限りません。

なお、上記のほか事務手続きに不明な点がある場合は下記担当までご連絡ください。

【問い合わせ先】

○小学校、中学校、特別支援学校、高等専門学校分

富山県教育委員会小中学校課

(県立学校課兼務) 管理係 黒川

tel : 076-444-3443

mail : runo.kurokawa@pref.toyama.lg.jp

○県立高等学校分

富山県教育委員会県立学校課 学事係 中嶋

tel : 076-444-3448

mail : sachiyo.nakajima@pref.toyama.lg.jp

